

メッシュWi-Fiサービス 利用規約

第1条 (本規約の適用)

株式会社御前崎ケーブルテレビ（以下「乙」という）は、メッシュWi-Fiサービス利用規約（以下、「本規約」という）に基づき、乙のインターネットサービスに付帯するメッシュWi-Fiサービス（以下、「本サービス」という）を、その利用を希望する者（以下「甲」という）に対し提供するものとします。

2. 本規約に定めのない事項については、乙が別に定めるインターネット接続サービス契約約款を適用します。
3. 本サービスの利用を申し込んだ時点で、甲は本規約のすべての条件に同意したものとみなします。
4. 乙が本サービスの内容変更を必要とした場合、甲の承諾を得ることなく、乙所定の方法で甲に通知することにより、その必要な変更を行なうことができるものとします。その場合、料金その他のサービス提供条件は、変更後の規約によります。
5. 乙は本サービスを保守上の問題から予告なく終了することがあります。

第2条 (利用申込をすることができる者の条件)

本サービスの利用は、乙のインターネットサービスの提供を受けている者に限ります。

第3条 (利用申込の方法)

本サービスの利用は、乙所定の方法により利用申込を行っていただきます。

第4条 (メッシュWi-Fi端末の貸与)

乙は、前条による利用申込に対し、本サービス提供に際して使用するメッシュWi-Fi端末（以下「本端末」という）は、乙から甲に貸与形式にて提供します。

なお、本サービス利用のため、メッシュWi-Fiの設定・管理に必要となるスマートフォンまたはタブレット等の電子機器ならびにメールアドレスは、甲が用意するものとします。

第5条 (端末の利用及び保管等)

甲は、貸与された本端末を善良な管理者の注意をもって利用及び維持管理するものとします。

2. 甲は、本端末に故障、破損、不具合等が生じた際は、速やかにその旨を乙に通知し、乙の指示に従うものとします。本端末の故障とは、インターネットへの接続不可、もしくは不安定な状態や端末のランプが点灯しない状態を示します。なお、その他通信端末の故障による影響についてはこの限りではありません。
3. 甲の故意または過失により生じた損害に対して、乙は一切責任を負わないものとします。
4. 甲は、甲の故意または過失により本端末およびその他の乙が所有する機器等を破損あるいは紛失した場合には、修復に要する費用あるいは機器損害金を負担するものとします。

第6条 (利用開始日)

本サービスの利用開始日は、本端末を設置した日とします。

第7条 (料金)

本サービスの利用料金は、別途料金表に定める金額を、乙が指定する期日および方法で毎月支払うものとします。なお利用料金は日割計算いたしません。

2. 甲から乙所定の方法により契約解除の申し出があるまで、本サービスの契約は月単位での自動継続となります。

第8条 (禁止事項)

甲は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスの全部または一部を第三者へ使用許諾、貸与、譲渡、頒布その他一切の権利移転、権利許諾する行為
 - (2) 本サービスの全部または一部を、有償無償を問わず、営利目的、付加価値サービスその他第三者へ提供するサービスの一環として使用する行為
 - (3) 本サービスで利用する端末を分解したり、改造を加える行為
 - (4) 本来の用法によらない方法で、乙のサービスを不正に受けたり、受けようとする行為
 - (5) 故意にコンピュータウィルスに感染しているデータをメールで送受信する行為
 - (6) 本サービスに支障をきたす、またはそのおそれのある行為
 - (7) 本端末を設置（保管）場所から移動、または持ち出す行為
 - (8) その他乙が不適切であると判断する行為
2. 甲が前項で禁止されている行為を行なった場合、その他甲の責に帰すべき事由により、乙または第三者に対して損害を与えた場合、甲は全ての賠償責任を負います。

第9条 (甲が行う契約の解除)

本サービスの解除を希望する場合には、乙所定の方法に従うものとします。

2. 甲は解約を申し出た月の属する月までの料金を支払うものとします。

第10条（乙が行う契約の解除）

乙は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- （1）利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合
 - （2）甲が、本規約の内容または趣旨に違反した場合
 - （3）甲が、乙のインターネットサービスを解除された場合
 - （4）その他、甲が契約者として不適切と乙が判断した場合
2. 乙は、前項の規定により契約を解除しようとする場合は、あらかじめその旨を甲に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第11条（本端末の返却）

第9条または第10条に規定する契約の解除、その他の理由により契約が終了した場合は、甲は乙が別途指定する方法に基づき、速やかに貸与された端末を乙に返却するものとします。

2. 本サービス解除後、30日を経過しても本端末の返却が無い場合、甲による本端末の返却意思が無いものとみなし、乙は、甲に対して本端末の機器損害金を請求できるものとします。

第12条（承諾事項）

甲は、本サービスの申込に際し、以下をあらかじめ承諾するものとします。

- （1）乙は本サービスについて甲の使用目的への適合性については一切担保しません。
 - （2）乙は本サービスの提供に際し、停電、電力線上の電気ノイズなどの外部要因、または天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び間接損害等のあらゆる損害については、一切の賠償責任を負いません。
 - （3）乙は以下の事項のほか、甲および第三者に生じた一切の損害について、その責任を負いません。また、乙は本規約に明示的に定める場合の他、甲に対して一切の損害賠償責任の義務を負わないものとします。
 - ・本端末の脆弱性によって甲が損害を被った場合
 - ・本端末が故障した場合
 - ・本サービスを介しての第三者による甲が所有する利用者端末への不正な接続、データの改ざん・漏洩、機器の破損等が生じた場合
 - ・その他、乙の責に帰することのできない事由
2. 甲は、自己の責任に基づいて本サービスを利用するものとし、本サービスの選択・設定、利用結果等について、全て（本サービスを含みますがこれに限られません）の責任を負うものとします。
3. 乙は、甲が以下の各号に該当する場合は、サポートの義務を負いません。
- （1）乙が定める手続きに従った利用申込を行っていない場合
 - （2）甲が日本語以外の言語にて問い合わせをされた場合
 - （3）甲が利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合

第13条（協議）

本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛争などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

付則

1. 本規約は2024年7月10日から適用します。

【別表：料金表】

- （1）表記の金額は特に記載のある場合を除き全て税込です。
- （2）利用料等は毎月26日（金融機関休業日は翌営業日）に口座より振替させていただきます。

1) 利用料等

項目	内容		料金
メッシュWi-Fiサービス	基本料金	2台1セット	660円
	追加料金	3台目をご希望の場合	330円

※原則追加することが出来るメッシュWi-Fi端末は1台までとし、最大3台まで利用することが出来ます。

2) 工事費等

項目	内容	料金
取付調整費	端末の取付、接続設定など	実費
撤去経費	端末の撤去、配線撤去、初期化など	実費

3) 損害金

項目	内容	料金
メッシュWi-Fi端末	メッシュWi-Fi端末1台あたりの金額	11,000円